

令和6年度「青森市営住宅等（青森地区）」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市営住宅等（青森地区）については、協同組合タッケンが指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和7年1月14日

施設名	青森市営住宅等（青森地区）
設置目的	健康で文化的な生活を営むのに足りる住宅を、住宅に困窮している低所得者に対して低廉な家賃で賃貸すること等により、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため。
所在地	青森市花園二丁目11-11 ほか21箇所
指定管理者	【名称】協同組合タッケン 【代表者】代表理事 川嶋 勝美 【住所】青森市橋本二丁目5番12号
指定期間	令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	職員等の配置は適切なものとなっているか。	受付・収納・修繕係に分かれ、それぞれ実務経験者を配置している。	○	
	職員の育成に向けた研修等が実施されているか。	コミュニケーションについて学習会を実施している。	○	
	防犯、防災、緊急時の対応に関する取組みがなされているか。	緊急連絡網を整備し、迅速に対応できる体制となっている。	○	
	個人情報の保護に関する取組みがなされているか。	個人情報を含む書類を鍵付きの書庫に保管するなど保護策を講じている。	○	
	環境保全、負荷低減の取組みがなされているか。	照明器具の取替は可能な限りLED照明とするなど環境に配慮している。	○	
運営について	市民の平等な利用の確保に向けた取組みがなされているか。	公営住宅の主旨を理解し、市民や入居者へ公平な対応をするよう努めている。	○	
	修繕業務への対応について。	現地確認のうえで修繕を行い、緊急時には応急措置を施し市に報告が行われている。	○	
	収納業務への対応について。	遅延する入居者に対し納付催告の電話連絡を行って納付相談などきめ細やかな対応を心掛けている。	○	
	不法行為への対応について。	居住ルールの周知や定期巡回を行うほか、住宅管理人・町内会との連携により監視を強化し抑制に努めている。	○	

【総合評価】

施設の管理運営業務については、協定書、仕様書に基づき適正に行われている。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】青森市 都市整備部 住宅まちづくり課
【電話】017-734-5572
【メール】jutaku-machizukuri@city.aomori.aomori.jp